

## 青森公立大学地域連携センター運営委員会規程

平成21年4月1日

規程第126号

改正 平成23年 3月規程第 6号

(趣旨)

第1条 この規程は、青森公立大学地域連携センター規程（平成23年規程第6号）第6条第2項の規定に基づき、青森公立大学地域連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 図書館長
- (5) 地域連携センター長
- (6) 事務局長

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長をこれに充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する者をこれに充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(所掌事項)

第4条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地域連携センターの方針に関する事項
- (2) 地域連携センターの運営に関する事項
- (3) その他地域連携センターに関する事項

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、青森公立大学地域連携センターが行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規程第6号) 抄  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。